

高度医療の在り方検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 本県における適切で効果的な高度医療の在り方について検討を行うため、「高度医療の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置する。

(協議事項)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 適切で効果的な高度医療の在り方に関すること
- (2) その他必要事項

(組織)

第3条 検討委員会は10人以内の委員で構成し、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 医療関係団体の代表
- (2) 医療に従事する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法により意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、山梨県福祉保健部医務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長から検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月21日から施行する。